

3月審査分より突合点検・縦覧点検を開始 支払基金にとって歴史的な転換

支払基金では、従前、単月点検しか実施していませんでしたが、平成24年3月審査分より、突合点検（注1）及び縦覧点検（注2）を開始します。

突合点検及び縦覧点検は、レセプトの電子化に伴って初めて可能となりました。その開始は、昭和23年9月に設立されて平成23年9月で63周年を迎えた支払基金にとっては、1ラインに限定されていた審査の工程が3ラインに拡大されるという意味で、歴史的な転換となります。

ただし、東日本大震災に係る被災地域である岩手県、宮城県及び福島県に所在する保険医療機関及び保険薬局に対しては、突合点検及び縦覧点検について、当面、6月間にわたり、実施を猶予し、平成24年9月審査分より、開始する予定です。これについては、平成24年6月に開催される理事会で協議して決定し、保険者及び保険医療機関等に周知する予定です。

注1 突合点検とは、処方せんを発行した病院又は診療所に係る医科・歯科電子レセプトと調剤を実施した薬局に係る調剤電子レセプトとを患者単位で照合する審査をいう。

注2 縦覧点検とは、同一の医療機関が同一の患者に関して月単位で提出した電子レセプトを複数にわたって照合する審査をいう。



社会保険診療報酬支払基金

—— 基本理念・私たちの使命 ——

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

< 本件に関するお問い合わせ >

社会保険診療報酬支払基金 広報室広報課 E-mail:honbu@ssk.or.jp

TEL 03-3591-7441 内線(751・753) FAX: 03-3591-6708 <http://www.ssk.or.jp/>